

家具転倒防止器具等設置補助のご案内

松伏町では、地震による家具の転倒などの被害から生命等を守るため、『家具転倒防止器具購入費等補助』事業を行っております。

～ 補助事業の内容 ～

対象となる世帯

次に掲げる要件を満たす世帯の世帯主が対象になります。

(ア) 町内にお住まいで、住民基本台帳に記録されている方の世帯
(イ) 次の①～④の者のみで構成されている世帯

- ① 65歳以上の方
- ② 15歳未満の方
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 介護保険法による要介護者又は、要支援者である方

上記の補助対象者

対象となる経費

2つの方法があります

◎補助金による支給

お住まいに取付ける家具転倒防止器具の購入費および設置費を補助します。

《補助金の額》

購入費の2分の1（100円未満の端数切捨て）の額。

ただし、1世帯あたり補助限度額は、5,000円です。

◎器具による支給

松伏町が家具転倒防止器具を支給し、町に登録した事業者が、お住まいに伺い、器具の取り付けを行います。

当面の間、無償で取り付けを行いますので、基本的に本人負担なしで取り付けできます。（補強が必要な場合を除きます。）

1世帯につき、家具3点までの転倒防止器具を支給します。

《申請方法》

申請は、『松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付（家具転倒防止器具支給）申請書』に見積書等を添えて、松伏町に提出して下さい。